

平成 31 年 3 月 28 日

焼津信用金庫

## 当金庫の営業地区内へお引越しを予定されているお客さまへ ～住宅ローン等のご融資のお取扱い開始について～

2018年8月に法令が改正され、信用金庫の営業地区内へのお引越しを予定されているお客さまが信用金庫の会員になることが可能になりました。

本改正を受けて、当金庫では平成31年1月開催の臨時総代会において定款の一部変更の決議を行いました。これにより、当金庫では当金庫営業地区内へお引越しを予定されているお客さまへの住宅ローン等のご融資のお取り扱いができるようになりましたのでお知らせいたします。

今後、当金庫の営業地区内へお引越しを予定されているお客さまで、住宅ローン等ご融資のご相談等がございましたら、下記照会先または当金庫本支店にお気軽にお問合わせください。

### 記

1. 今回の改正等により住宅ローン等のお取り扱いが可能となるお客さま  
原則、以下の要件に該当される個人の方

当金庫の営業地区外から営業地区内にお引越しをするため、次のような契約を締結した方

- ・ 不動産会社等と宅地又は住宅の売買契約
- ・ 建築業者等と住宅の建設・リフォーム等の工事請負契約

※詳細につきましては、以下の照会先または当金庫本支店にお問合わせください。

2. 当金庫の営業地区

焼津市、藤枝市、静岡市（旧蒲原町、旧由比町を除く）、島田市、牧之原市、御前崎市、静岡県榛原郡

3. 本件照会先

焼津信用金庫 融資部 個人ローン課（電話：054-623-8300）  
焼津信用金庫 本支店

以 上